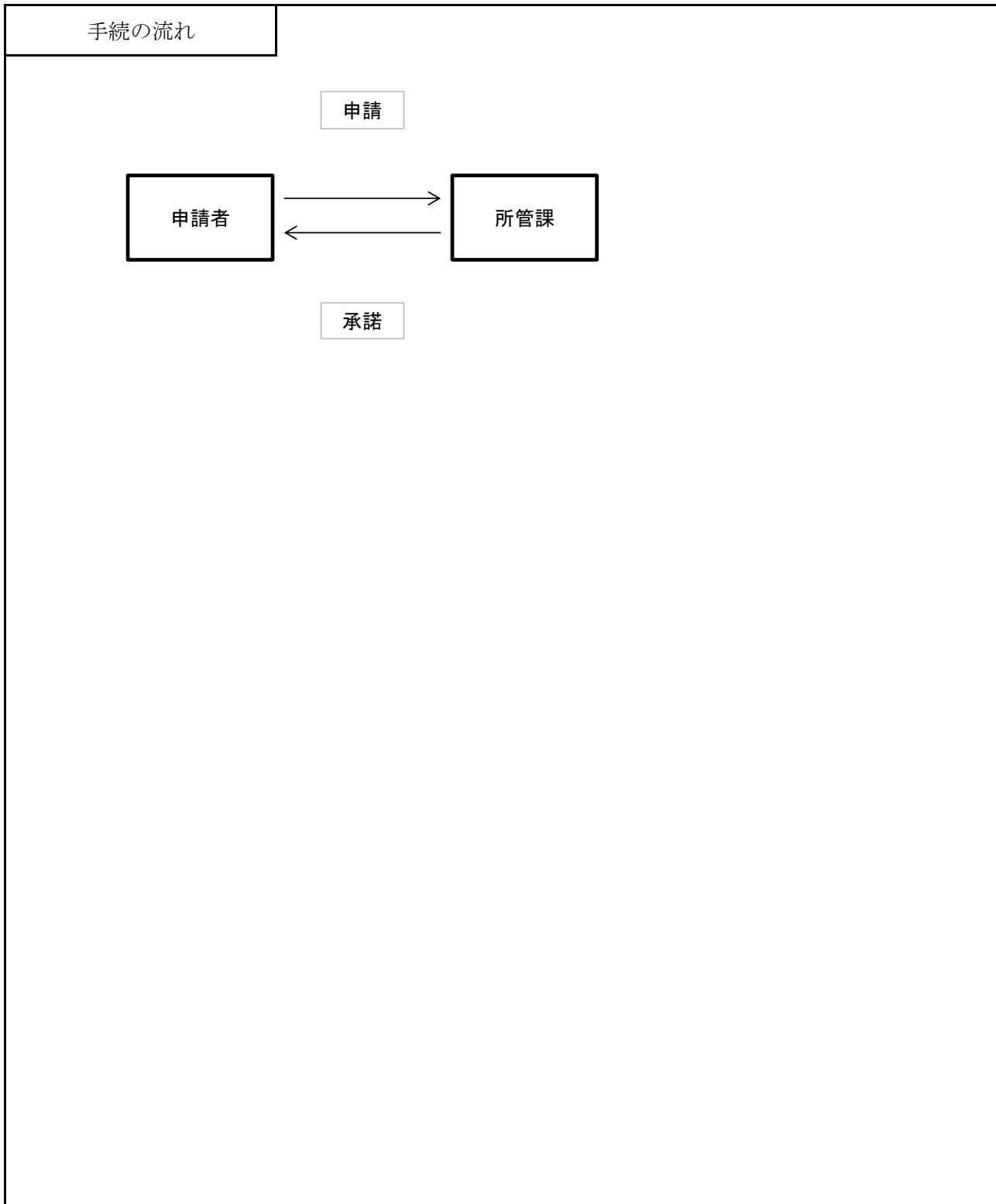


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	市施行事業の標識の移転、除却等の承諾	
処 分 の 概 要	市が土地区画整理事業の施行者である場合に、標識の移転、除却等について承諾する。	
根 抱 法 令 名	土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第81条第2項	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間	計	未設定
審査基準	未設定	
【根拠法令等】 土地区画整理事業法 (標識の設置) 第八十五条 施行者は、土地区画整理事業の施行に必要な測量を行うため、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。 2 何人も、第一百三条第四項の公告がある日までは、前項の規定により設けられた標識を施行者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくはき損してはならない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。